

著作物 3 (映画)

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年4月20日改訂



映画の著作物

■ 映画の著作物

- 映画の著作物は、連続する映像により表現される著作物。音楽の著作物が取り込まれることもある。

2条3項

「この法律にいう「映画の著作物」には、**映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物**を含むものとする。」

● 固定要件

- ✓ 著作権法で保護される著作物は、基本的に、無体財産であり、媒体に固定されることは保護要件ではない。例えば、物語は、口述のみで表現されている場合も、言語の著作物として保護される。映画については、媒体に固定されることが保護要件（著作物に該当するための要件）になる。
- ✓ 劇場用映画（狭義の映画）以外の映画の著作物の定義である「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、**物に固定されている著作物**」（2条3項）を根拠として、媒体（「物」）に固定されていることが映画の著作物に該当するための要件と解釈されている。
- ✓ 例えば、スポーツイベント※の生放送であってかつ同時録画もされないものは、固定要件を充足しないため、映画の著作物としては保護されない。

※ 放送と同時に録画される場合は、固定要件を充足すると考えられる（東京高裁平成9年9月25日判決（平成6年（行コ）第69号））。

- 劇場で上映されるための映画に限定されない、創作性がある限り、テレビ放送用の著作物、コマーシャルも映画の著作物である。
- ◆ ゲームソフトウェアも、「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され」たものに該当し得る。ただし、ゲームソフトウェアは、ユーザの操作に応じて表示される映像が決定されるので固定要件を充足しないのではないかが問題になる。

映画の著作物

- 映画の著作物には、映画の著作物の属性に鑑みた独自の規定がある： 著作者の認定（16条）、著作権の帰属（29条）、頒布権（26条）、保護期間（54条）。
- 著作者の認定（16条）： 「映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」（基本的に映画監督）が著作者（18-20条所定の著作者人格権の主体）となる。
- 著作権の帰属（29条1項、2条1項10号）： 映画製作者（「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」）に著作権が帰属する。
- 譲渡権（26条の2）の対象から除外されている。
- 代わりに、頒布（はんぷ）権（26条、2条1項19号）の対象となる。頒布権は、伝統的には、上映用映画フィルムの各映画館への配給をコントロールする権利。譲渡権と異なり権利消尽規定がない。
- 保護期間（54条）： 公表時から70年間で消滅。映画を構成する各種素材の著作権も、当該映画への利用については、同時に消滅する。 ←→原則は著作者の死後70年間（51条2項）。

映画の著作物

- ◆ **ゲームソフトウェアは映画の著作物になるか？** ゲームソフトウェアで表示される映像はプレイヤーの操作により変動する。そのため、著作物が記録媒体に固定されているとは言えない（固定要件を充足しない）のではないか？
- 著者が設定して記録媒体に記憶（固定）させた条件に応じて、著者が想定した範囲の中で、映像が変動する。したがって、ゲームソフトウェアは、固定要件を充足すると言える。
- 映画の著作物であるゲームソフトウェアには、譲渡権（26条の2）ではなく、**消尽**が規定されていない頒布権（26条）が発生する。ただし、最高裁は、配給制度の慣習がない映画の著作物については、頒布権が消尽することを示した。

26条（頒布権）

「著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。」

26条の2（譲渡権）

「著作者は、その著作物（**映画の著作物を除く**。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号の**いずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。**

一 **前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物**

五 **国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物」**